

別添5 肉用牛流通多様化推進事業

第1 事業の内容

公募団体のうち、全国の区域において肉用牛の流通多様化や、その流通する肉用牛の生産基盤の安定化を推進する団体（以下「公募団体E」という。）は、生産者が多様な購入先から肉用牛を導入できるよう、地域における流通体制の強化、肉用牛生産基盤の強化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。また、公募団体Eは、公募団体Eの直接の構成員が1の事業を行う場合には、その実施に要する経費を補助するものとする。

1 地域の流通体制・生産基盤の強化

地域における肉用牛の流通体制や生産基盤の強化を図るために行う次の（1）から（3）までの取組の実施

（1）集出荷体制の改善

地域の肉用牛の集出荷の効率化に向けた検討会や研修会の開催、調査、指導及び情報の収集等

（2）飼養管理の改善

地域で生産される肉用牛の飼養管理を改善し、肉用牛の商品性を高めるための検討会や研修会の開催、調査、指導及び情報の収集等

（3）経営管理の改善

地域の肉用牛生産者の経営管理を改善し、肉用牛生産基盤の安定化を図るための検討会や研修会の開催、調査、指導及び情報の収集等

2 事業の推進指導等

1の事業を円滑に実施するための会議の開催、事例調査及び推進指導

第2 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体Eが第1の1の事業により直接の構成員を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

公募団体Eの直接の構成員は、事業の実施に当たっては、事業実施計画を作成し、公募団体Eに提出するものとする。

公募団体Eは、提出された事業実施計画を取りまとめ、別紙様式第1号の別紙を内容とする事業実施計画を作成するものとする。これを変更する場合も同様とする。

3 事業の委託

公募団体Eは、第1の事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、当該委託については、委託契約を締結するものとする。

4 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和8年度とする。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 公募団体Eは、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第5の実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

- (2) 公募団体Eの直接の構成員は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体Eに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体Eに提出するものとする。

- (3) 公募団体Eは、公募団体Eの直接の構成員から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第4の1の交付申請時、第4の2の変更承認申請時及び第5の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、公募団体Eの直接の構成員の団体名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体Eが第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Eは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Eは、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体Eは、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第5 事業の実績報告

公募団体Eは、別紙様式第4号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。

第6 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体Eは、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税

率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体Eは、1のただし書により申請をした場合において、第5の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体Eは、1のただし書により申請をした場合において、第5の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体Eの仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第7 事業の推進指導等

公募団体Eは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体Eは、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について

て、必要に応じ、公募団体Eに対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(別表)

事業の種類	補助対象経費	補助率 又は額
1 地域の流通体制・生産 基盤の強化		
(1) 集出荷体制の改善	検討会や研修会の開催、調査、実証 及び情報の収集に要する経費	定額
(2) 飼養管理の改善	検討会や研修会の開催、調査、指導 及び情報の収集に要する経費	定額
(3) 経営管理の改善	検討会や研修会の開催、調査、指導 及び情報の収集に要する経費	定額
2 事業の推進指導等	1の事業を円滑に実施するための 推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
を下記のとおり実施したいので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第
4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申
請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実施計画」
のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 地域の流通体制・生産基盤の強化				
2 事業の推進指導等				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を () 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
 (3) 「みどりチェック」チェックシート (及びその一覧)

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち (1) 及び (2) については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実施計画

1 地域の流通体制・生産基盤の強化

(1) 集出荷体制の改善

事業実施者名	時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計					

(2) 飼養管理の改善

事業実施者名	時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計					

(3) 経営管理の改善

事業実施者名	時期	方法	内容	事業費	積算基礎
計					

2 事業の推進指導等

(単位：円)

時期	内容	事業費	費目	積算基礎	備考
計					

※「費目」は、会場借料、諸謝金、原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「積算基礎」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実施計画」
のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第4の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和年月日現在)			既概算 払受領額	今回概算払 請求額	令和年月 日まで予 定出来高	残額
	事業費	機構補助金	事業費	機構補助金	事業費出来高				
	①	②	③		③/①	④	⑤	(④+⑤)/ ②	②-④- ⑤
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）について、下記のとおり実施したので、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）実績報告書」
のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分
- 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

7 添付書類

「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

3 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通多様化推進事業）補助金について、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱別添5の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料